

株主各位

(発送日) 2026年3月16日
(電子提供措置の開始日) 2026年3月10日

東京都新宿区西新宿1丁目25番1号
株式会社創建エース
代表取締役会長兼社長 西山 由之

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。さて、当社は、臨時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、下記ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.souken-a.jp/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「臨時株主総会招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。)

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載しているウェブサイト修正内容を掲載いたしません。

当日ご出席の際は、本ハガキを会場受付にご提出ください。代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。その場合は、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

当日ご出席されない場合は、裏面の議決権行使書をご記入の上、3月30日18時までに到着するようお送りください。

敬具

記

1. 日時 2026年3月31日(火曜日) 午前10時
2. 場所 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー14階
meeting base つどい新宿 room C
3. 決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名選任の件

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、円滑な業務遂行の推進を目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

本定款変更は、本株主総会終結の時をもって、効力が生じるものといたします。

変更の内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>東京都新宿区</u>に置く。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>東京都港区</u>に置く。</p>
<p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。</p>	<p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は6名以内とし、<u>監査等委員である取締役は6名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>3</u> (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>3 第1項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p><u>4</u> (現行どおり)</p>
<p>(取締役の解任)</p> <p>第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の解任)</p> <p>第21条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の多数</u></p>

	をもって行う。
<p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> (条文省略)</p>	<p>(任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> 監査等委員である取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>3</u> (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選任する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各<u>取締役および各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
(報酬等)	(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	第 30 条 取締役の報酬等は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
(新設)	(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>) 第 32 条 当社は、 <u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
第 5 章 <u>監査役および監査役会</u>	第 5 章 <u>監査等委員会</u>
(<u>監査役および監査役会の設置</u>) 第 32 条 当社は <u>監査役および監査役会</u> を置く。	(<u>監査等委員会の設置</u>) 第 33 条 当社は <u>監査等委員会</u> を置く。
(新設)	(<u>監査等委員会の権限</u>) 第 34 条 <u>監査等委員会は、法令に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使することができる。</u>
(員 数) 第 33 条 <u>当社の監査役は、5 名以内とする。</u>	(削除)
(<u>選任方法</u>) 第 34 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
(任 期) 第 35 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
(<u>監査役会の招集通知</u>) 第 36 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手續</u>	(<u>監査等委員会の招集通知</u>) 第 35 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招</u>

<p>きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p>	<p>集の<u>手続</u>を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p>
<p>(<u>監査役会の決議方法</u>) 第 37 条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p>	<p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>) 第 36 条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員</u>の過半数をもって行う。</p>
<p>(<u>常勤の監査役</u>) 第 38 条 <u>監査役会</u>は、<u>監査役</u>の中から常勤の<u>監査役</u>を選定する。</p>	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>) 第 37 条 <u>監査等委員会</u>は、<u>監査等委員</u>の中から常勤の<u>監査等委員</u>を選定する。</p>
<p>(<u>監査役会議事録</u>) 第 39 条 <u>監査役会</u>の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(<u>監査等委員会議事録</u>) 第 38 条 <u>監査等委員会</u>の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>
<p>(<u>監査役会規則</u>) 第 40 条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p>	<p>(<u>監査等委員会規則</u>) 第 39 条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p>
<p>(<u>報酬等</u>) 第 41 条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役</u>の責任免除) 第 42 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 6 章 会計監査人 第 43 条～第 45 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 章 会計監査人 第 40 条～第 42 条 (現行どおり)</p>

(報酬等) 第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
(会計監査人の責任免除) 第47条 (条文省略)	(会計監査人の責任免除) 第44条 (現行どおり)
第7章 計 算 第48条～第51条 (条文省略)	第7章 計 算 第45条～第48条 (現行どおり)
(新設)	附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 2026年3月31日開催の臨時株主総会の決議による定款の一部改正(以下、単に「一部改正」という。)の効力が生ずる前にした行為による監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除及び一部改正の効力が生ずる前に当会社と監査役との間で締結した会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、一部改正が効力を生ずる前の第42条は、一部改正が効力を生じた後も、なお効力を有する。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行します。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、以下のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況 並びに重要な兼職の状況	株式保有数
1	藤本 博久 (1967年2月6日生)	<略歴> 1987年4月 株式会社ドッドウエルビー・エム・エス 2006年7月 ピツニーボウズジャパン株式会社	0株
【取締役候補者とした理由】 豊富な業務経験と専門知識を活かし、企業の持続的成長と企業価値の向上に寄与するためです。			
2	菊地 武志	<略歴>	0株

	(1971年1月3日生)	2001年 8月 トヨタ自動車 2013年 11月 特定非営利活動法人 TEOS 現任	
【取締役候補者とした理由】 豊富な業務経験と専門知識を活かし、企業の持続的成長と企業価値の向上に寄与するためです。			
3	秋本 流河 (1991年2月25日生)	<略歴> 2011年 5月 株式会社ロンパネス 2026年 3月 特定非営利活動法人 TEOS 現任	0株
【取締役候補者とした理由】 豊富な業務経験と専門知識を活かし、企業の持続的成長と企業価値の向上に寄与するためです。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者藤本博久氏、菊地武志氏、秋本流河氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 取締役候補者藤本博久氏、菊地武志氏、秋本流河氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割並びに独立性に関する補足情報は、次のとおりです。これらの者は、いずれも、企業経営に関する豊富な業務経験と専門知識を有しており、経営監督機能を発揮していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、その専門的な知見を活かし、当社の経営監督機能を更に強化するため、尽力いただくことが期待されます。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生時をもって、権利義務取締役としての権利義務を失います。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）1名の選任をお願いするものであります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

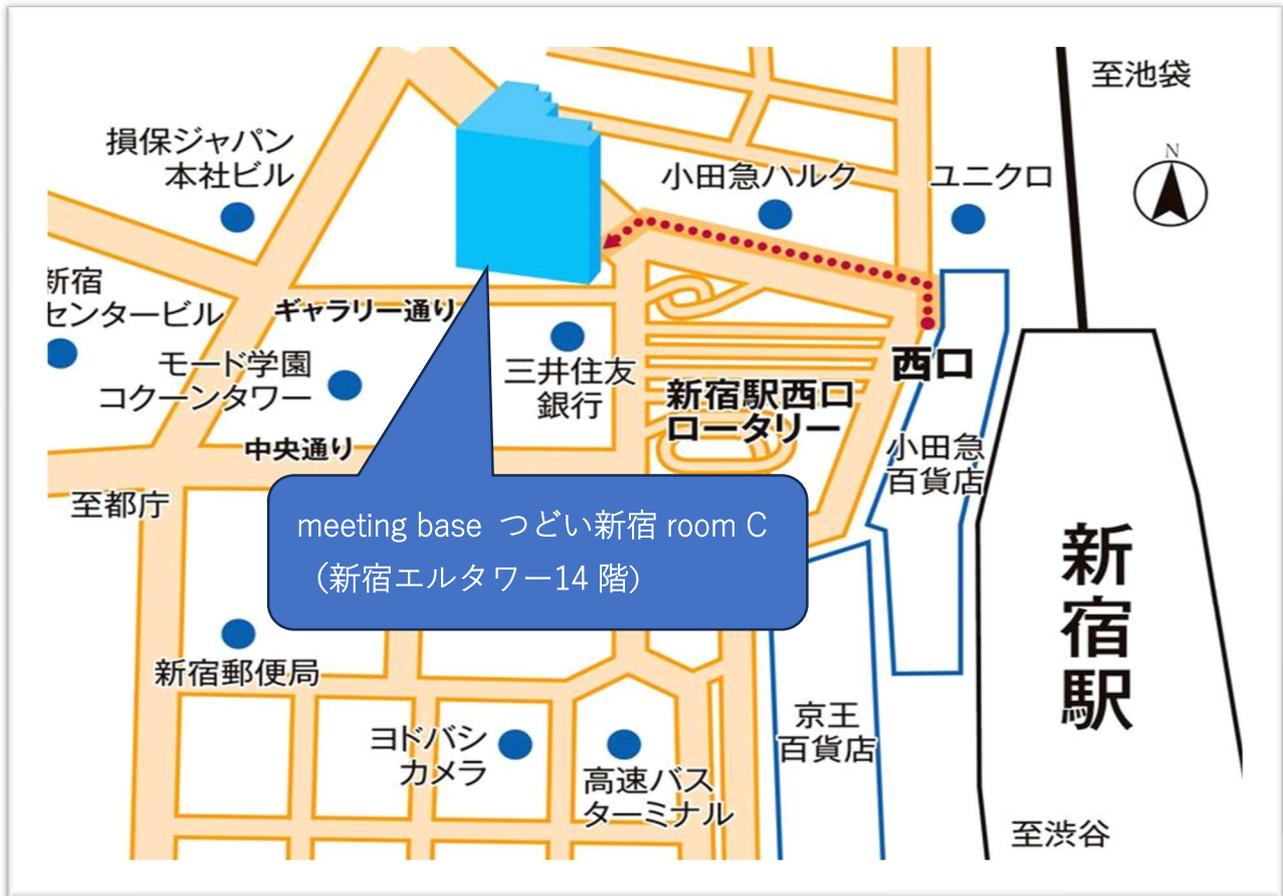
取締役の候補者は、以下のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況 並びに重要な兼職の状況	株式保有数
1	北嶋 晃治 (1954年7月25日生)	<略歴> 2007年 7月 特定非営利活動法人 TEOS 2010年 7月 株式会社 KKK 代表就任 2012年 1月 株式会社エル・シー・エーホールデ	0株

		<p style="text-align: center;">ィング代表就任</p> <p style="text-align: center;">現任</p>	
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>豊富な業務経験と専門知識を活かし、企業の持続的成長と企業価値の向上に寄与するためです。</p>		

(注) 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

臨時株主総会 会場ご案内図



【住所】

東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー14階
meeting base つどい新宿 room C

【交通手段】

- ・都営大江戸線 新宿西口駅 徒歩2分
- ・東京メトロ丸ノ内線 西新宿駅 徒歩1分
- ・JR 山手線 新宿駅 徒歩4分
- ・都営大江戸線 都庁前駅 徒歩8分